

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程変更を次のとおり認可した。

令和7年5月16日

静岡県知事 鈴木 康 友

土地改良区名 管理規程名	関 係 市 町	認 可 年 月 日
大井川土地改良区 大井川土地改良区頭首工管理規程	島田市、焼津市、藤枝市 牧之原市、吉田町	令和7年5月9日

当該管理規程の概要

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲート操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則